

練馬区立学校評議員設置要綱

平成12年 9月12日

練教学指発第306号

(趣旨)

第1条 この要綱は、練馬区立小学校、中学校および幼稚園（以下「学校」という。）が、家庭、地域および関係諸機関と連携協力し、地域や社会に開かれた学校づくりを推進するため設置する、学校評議員について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「学校評議員」とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第49条（同省令第39条および第79条において準用する場合を含む。）に定める学校評議員をいう。

(設置等)

第3条 学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解および識見を有する者のうちから、校長（園長を含む。以下同じ。）が推薦し、練馬区教育委員会が委嘱する。

(定数)

第4条 学校評議員の数は、原則として各学校10名以内とする。

(職務等)

第5条 学校評議員は、校長の求めに応じ、つぎの事項について意見を述べる。

- (1) 学校の教育方針および教育計画
- (2) 幼児、児童または生徒に対する指導方針
- (3) 学校、家庭、地域および諸機関との連携
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他校長が必要と認めたもの

2 校長は、学校評議員の意見に資するよう学校の活動状況等について十分説明しなければならない。

3 校長が意見を求める事項は、当該の学校の運営に関する権限と責任に属するものでなければならない。

(任期等)

第6条 学校評議員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を

妨げない。

- 2 4月2日以降に委嘱を受けた学校評議員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとする。
- 3 学校評議員に欠員が生じた場合、校長の推薦により、練馬区教育委員会は新たに委員を委嘱する。この場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 学校評議員としての適格を欠いた場合には、練馬区教育委員会は当該学校評議員を解職することができる。
- 5 学校評議員は無償とするが、評議員会に出席する際の交通費実費を報償費として支払うものとする。

(秘密保持)

第7条 学校評議員は、その職務について、知り得た個人情報等の秘密を漏らさないようにしなければならない。

(事務局)

第8条 学校評議員に係わる事務を処理するため、各学校に事務局を置く。

- 2 事務局に置く職員は、当該各学校の職員をもって充てる。

(委任)

第9条 校長は、学校評議員が職務を行うにあたり、この要綱に定める範囲内で必要な事項を定めることができる。

付 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

付 則(平成14年7月9日練教学指発第216号)

この要綱は、平成14年7月10日から施行する。

付 則(平成19年6月29日19練教学指第1129号)

この要綱は、平成19年7月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則(平成24年11月9日24練教教指第2332号)

この要綱は、平成24年11月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則(平成26年4月30日26練教教指第342号)

この要綱は、平成26年4月30日から施行し、平成26年4月1日から適用する。